

各 位

2022年11月9日

会 社 名 株 式 会 社 リ ン ク バ ル 代表者名 代表取締役社長 吉弘 和正

(コード番号:6046 東証グロース)

問合せ先 取締役 松岡 大輔

(TEL. 050-1741-2300)

## 定款一部変更の件

当社は、2022年11月9日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の第11期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次 のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を 請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定すること ができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経 過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

#### 現行定款

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

#### 変更案

(削除)

## (電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。

## (附則)

- 1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第70号)附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の施行 の日である2022年9月1日(以下「施行 日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会に ついては、定款第14条(株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
- 3.本附則は、施行日から6か月を経過した日ま たは前項の株主総会の日から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会決議日 定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 16 日 (金) (予定)

2022 年 12 月 16 日 (金) (予定)

以上